

令和8年9月1日

教職員の皆さんへ

高知県教育長

高知県公立学校管理職等任用選考審査の制度変更について（周知）

1. 変更の趣旨

県教育委員会では、高知県教育振興基本計画に基づき、「確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成」を目指し、日々変化する教育課題に的確に対応できる学校組織づくりを進めております。学校が直面する諸課題を解決し、子どもたちへの支援を充実させるためには、組織の要となる管理職の役割がますます重要になってきます。

また、これからの管理職には、教育課題の解決に向けたリーダーシップだけでなく、教職員の意欲を引き出し、働き方改革の推進や、風通しのよい働きがいのある職場環境を構築することが求められています。そのためには、高いマネジメント能力を有する人材を幅広く選考するとともに、現在、学校経営の中核を担っている若手教職員を積極的に登用していく必要があります。

管理職等任用選考審査は、意欲ある教職員が自ら挑戦することはもちろんのこと、一定の経験を積み、周囲から資質を認められて推薦された教職員の皆様に自信を持ってその役割を担っていただくための重要な審査です。

これらを踏まえ、将来にわたり円滑な学校運営を支える管理職人材を安定的に確保し、管理職任用候補者の計画的な育成を推進するため、今年度実施の選考審査から、次のとおり制度の変更を行います。

教職員の皆様におかれましては、本制度変更の趣旨をご理解いただき、本県教育の未来を担う管理職等選考審査を積極的に受審していただきますようお願いいたします。

2. 主な変更内容

- ・ 選考方法の見直し
 - ・ 校長任用及び教頭任用における意思確認の廃止
 - ・ 受審条件の見直し
- ※ 今後の教職員生活において、大変重要な制度変更になっています。
- ※ 詳細について、必ず別紙で確認ください。

1. 選考方法の見直し（教諭等から教頭又は主幹教諭へ）

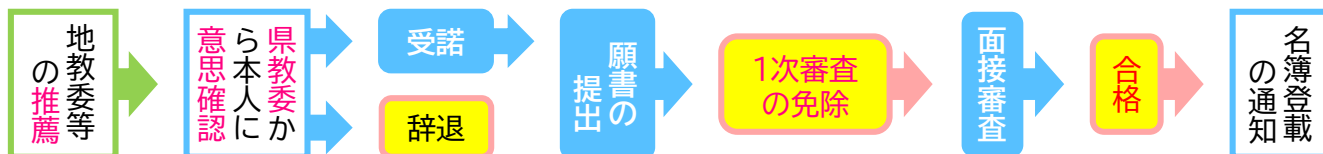
○ 従来の審査

志願制 …

1次審査（課題論文、評価等）に合格した者が面接審査を受審し、合格すれば名簿登載となる。

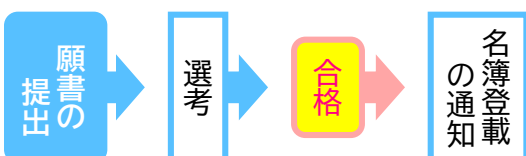


推薦制 … 推薦を受諾した者が面接審査を受審し、合格すれば名簿登載となる。

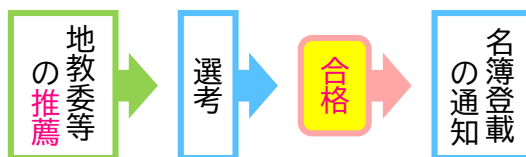


○ 改正後

志願制



推薦制



○ 志願制において、課題論文及び1次審査を廃止します。

○ 推薦制において、県教委から本人への意思確認は行いません。

※推薦された者は、願書の提出は必要ありません。

○ 面接審査を廃止します。

○ 選考に合格した者には名簿登載の通知を行います。
（名簿登載の期間は教頭3年、主幹教諭等は2年）

○ 推薦者（学校長、市町村教育長、教育事務所長、県教委事務局等）

○ 市町村教育委員会及び県教育委員会の職員を対象とした選考も同様に改正します。

名簿登載について

- ・ 名簿登載になった者が必ず管理職として任用されるわけではありません。
- ・ 教頭及び主幹教諭への任用については、各学校の実情や本人の状況等を踏まえて、名簿登載者の中から任用します。

2. 意思確認の廃止（教頭等から校長へ・主幹教諭から教頭へ）

（1）校長任用の際に実施していた教頭等への意思確認を廃止します。

（2）教頭任用の際に実施していた主幹教諭への意思確認を廃止します。

3. 受審条件の見直し（若い人材の任用）（教諭等から教頭又は主幹教諭へ）

これまでの教頭任用審査及び主幹教諭任用審査の受審資格に、中堅教員研修（10年次研修）を修了した者を追加します。

- ・ 制度が変わり、受審しやすくなりました。
- ・ 教育課題の解決に向け、リーダーシップを発揮できる人材、風通しの良い働きがいのある職場をつくることのできる人材を幅広く求めています。
- ・ 高知県の教育の振興に、管理職として参画してみませんか。

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
教職員採用担当 TEL:088-821-4903

